

議案第165号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項の表中「470円」を「580円」に、「400円」を「500円」に、「190円」を「240円」に、「580円」を「720円」に、「230円」を「290円」に、「310円」を「400円」に、「660円」を「820円」に、「160円」を「190円」に、「1,010円」を「1,250円」に、「245円」を「300円」に、「1,100円」を「1,400円」に改め、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間が1月未満であるときは、同項の規定により算出した占用料の額に10分の110を乗じて算出するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

都市公園の占用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。